

議案第28号

指定管理者の指定について

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横山 公一

記

- 1 公の施設の名称 テラス沼田トレーニングプラザ
- 2 指定管理者 ミズノグループ
代表団体 ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 篠村 嘉将
大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成38年（2026年）3月31日まで

議案第 29 号

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例の制定について

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市民活動拠点コミュニティテラス条例

(設置)

第1条 市民が行う多様な活動の場として、沼田市民活動拠点コミュニティテラスを設置する。

(名称及び位置)

第2条 沼田市民活動拠点コミュニティテラス（以下「コミュニティテラス」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沼田市民活動拠点コミュニティテラス

位置 沼田市下之町888番地

(職員)

第3条 コミュニティテラスに施設長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 コミュニティテラスの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 コミュニティテラスの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 会議室又は音楽スタジオ（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、コミュニティテラスの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティテラスの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- (3) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を中止させ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復義務）

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の中止若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がや

むを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく使用の許可に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)
会議室601	970円	1,290円	970円
会議室602	970円	1,290円	970円
会議室603	970円	1,290円	970円
音楽スタジオ	1,290円	1,720円	1,290円

備考

1 市民とは、次に掲げる者をいう。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 入場料等を徴収するとき この表に定める使用料の1.5倍の額

(2) 市民以外の者が使用するとき この表に定める使用料の2倍の額

(3) 前2号のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の3倍の額

3 高校生以下の者又は高校生以下の者のみで構成する団体が使用するとき、こ

の表の規定にかかわらず、無料とする。この場合において、中学生以下の者の使用については、20歳以上の引率者の同伴を条件とする。

- 4 会議室等の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

議案第 30 号

沼田市創業支援センター条例の制定について

沼田市創業支援センター条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市創業支援センター条例

(設置)

第1条 市内で新規に事業を開始（以下「創業」という。）しようとする者又は創業して間もない者への支援を行うことにより、沼田市の産業の発展に資するとともに、新たな産業及び雇用の場の創出を図るため、沼田市創業支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 沼田市創業支援センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沼田市創業支援センター

位置 沼田市下之町888番地

(施設)

第3条 センターにオフィス及び会議室を置く。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第5条 センターの会議室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(使用対象者)

第6条 センターを使用できる者は、創業をしようとする個人若しくは団体又は創業して間もない個人、団体若しくは法人とする。

2 オフィスを使用できる者は、オフィスの使用期間満了後も市内において引き続き事業を行う意志を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業を営んでいない個人又は団体で、オフィスの使用を開始する日以後3年以内に創業する具体的な計画を有する者

(2) オフィスの使用開始時において、創業から3年を経過していない個人、団体又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者

(3) 前2号に準ずる者として、市長が特に必要があると認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、卸売業、小売業又はサービス業で接客を業務とする事業をオフィスにおいて行おうとする者は、対象としない。

4 オフィスを使用できる者の募集方法は、公募によるものとする。

5 市長は、第1項の規定にかかわらず、センターを使用できる者の使用に支障がない範囲において、当該者以外の者に使用させることができる。

（使用の申請及び許可）

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあると認められるとき。

(4) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付すことができる。

（オフィスの使用期間）

第8条 オフィスの使用期間は、3年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用を許可した期間の満了の日から2年を超えない範囲において、1回に限り使用期間を更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、使用期間を短縮することができる。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」とい

う。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を中止させ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、会議室の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(費用負担)

第13条 オフィスの使用に係る次に掲げる費用は、オフィスの使用者（以下「オフィス使用者」という。）の負担とする。

- (1) 電気使用料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

(使用権利の譲渡等の禁止)

第14条 オフィス使用者は、使用の許可を受けたオフィスを転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(許可事項の変更)

第15条 使用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用の中止若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

ない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく使用の許可に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表 (第10条関係)

施設区分		使用料	
オフィス6-A	26平方メートル	月額	1万4,040円
オフィス6-B	26平方メートル	月額	1万4,040円
オフィス6-C	30平方メートル	月額	1万6,200円
会議室1	21人収容	6時間以内	540円
		日額	1,080円
会議室2	6人収容	6時間以内	210円
		日額	430円
会議室3	6人収容	6時間以内	210円
		日額	430円

備考

1 オフィス使用者が会議室を使用するときは、この表の規定にかかわらず、無料

とする。

- 2 オフィスの使用料の額において、使用期間が1か月に満たないときは、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

議案第 31 号

旧生方家住宅管理条例の全部を改正する条例について

旧生方家住宅管理条例の全部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例
旧生方家住宅管理条例（昭和48年条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財旧生方家住宅及び生方記念資料館（以下「旧生方家住宅等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市は、市民の文化的教養の向上を図り、地域文化の振興に資するため、旧生方家住宅等を設置する。

（名称及び位置）

第3条 旧生方家住宅等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 旧生方家住宅及び生方記念資料館

位置 沼田市西倉内町594番地

（管理）

第4条 旧生方家住宅等は、沼田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（休館日）

第5条 旧生方家住宅等の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）

(2) 祝日法による休日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 旧生方家住宅等の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、入館時間は、午後3時30分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第7条 旧生方家住宅等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで、火気を使用すること。
- (2) 建物、備品、展示品等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 広告又はこれに類するものを掲出し、又は貼付すること。
- (4) 刃物その他危険物を携帯すること。
- (5) 許可を受けないで、資料及び展示用ケースに手を触れること。
- (6) 施設内の秩序を乱すこと。
- (7) その他教育委員会が指示すること。

(観覧料)

第8条 旧生方家住宅等を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の観覧料を免除することができる。

(観覧料の還付)

第10条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧者の責めに帰さない理由により観覧ができないときは、この限りでない。

(観覧の停止等)

第11条 教育委員会は、観覧者が第7条の規定に反したときは、観覧を停止させ、又は退出を命ずることができる。

(損害賠償等)

第12条 観覧者は、故意又は過失により、施設又はこれに附帯する設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(生方記念資料館設置及び管理条例の廃止)

- 2 生方記念資料館設置及び管理条例(昭和55年条例第11号)は、廃止する。

(生方記念文庫設置及び管理条例の一部改正)

- 3 生方記念文庫設置及び管理条例(平成5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「毎週水曜日及び国民の祝日の翌日(国民の祝日が水曜日及び火曜日の場合は、木曜日)」を「水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、当該休日の翌日)及び祝日法による休日の翌日」に改め、同条第2号中「まで」の次に「。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。」を加える。

第9条第1項中「観覧の際、次の表に掲げる」を「別表に定める」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第9条関係)

区分	観覧料(1人当たり)
個人	100円
団体(20人以上)	60円

備考 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。

(沼田市都市公園条例の一部改正)

- 4 沼田市都市公園条例(昭和53年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「4 旧生方家住宅を利用する場合

旧生方家住宅管理条例(昭和48年条例第9号)の定めるところによる。

5 生方記念資料館を利用する場合

生方記念資料館設置及び管理条例(昭和55年条例第11号)の定めるところによる。

6 旧土岐邸洋館を利用する場合

旧土岐邸洋館設置及び管理条例(平成2年条例第21号)の定めるところによる。」

「4 旧生方家住宅及び生方記念資料館を利用する場合

旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第

を 号) の定めるところによる。

5 旧土岐邸洋館を利用する場合

旧土岐邸洋館設置及び管理条例（平成2年条例第21号）の定めるところによる。」
に改める。

別表（第8条関係）

区分	観覧料（1人当たり）
個人	100円
団体（20人以上）	60円

備考 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。

議案第 3 2 号

沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、沼田市歴史資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、郷土の歴史を知る上で必要な文献、図像、映像、考古、民俗等の歴史資料（以下「歴史資料」という。）を収集し、保管し、及び展示し、特色ある地域文化の継承保存及び活用を図るため、沼田市歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沼田市歴史資料館

位置 沼田市下之町888番地

(管理)

第4条 歴史資料館は、沼田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 歴史資料館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第6条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 歴史資料の調査研究に関すること。
- (3) 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会、体験学習等を開催すること。
- (4) 歴史資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 他の博物館等と協力し、情報の交換、歴史資料の貸借等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第7条 歴史資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）
- (2) 祝日法による休日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2. 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第8条 歴史資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2. 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第9条 歴史資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで、火気を使用すること。
- (2) 建物、備品、展示品等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 許可を受けないで、広告又はこれに類するものを掲出し、又は貼付すること。
- (4) 刃物その他危険物を携帯すること。
- (5) 許可を受けないで、資料及び展示用ケースに手を触れること。
- (6) 施設内の秩序を乱すこと。
- (7) その他教育委員会が指示すること。

(観覧料)

第10条 歴史資料館を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の観覧料を免除することができる。

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる事業に限り、歴史資料館の企画展示室を使用させることができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業
- (2) 国、地方公共団体若しくはその他公共団体又は公共的団体が実施する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の業務に支障がないと教育委員会が認める事業

- 2 企画展示室の使用期間は、木曜日から翌週水曜日までの1週間単位とする。ただし、第7条に規定する休館日を除く。
- 3 第1項の企画展示室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の許可をする場合において、歴史資料館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 専ら営利を目的とする事業を行うものであると認められるとき。
- (3) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第14条 第12条第3項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用期間が1週間に満たない場合であっても、日割計算を行わない。

(使用料の免除)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(観覧料又は使用料の還付)

第16条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、観覧者又は使用者（以下「観覧者等」という。）の責めに帰さない理由により、観覧又は使用ができないときは、この限りでない。

(観覧又は使用の停止等)

第17条 教育委員会は、観覧者等が第9条又は第13条の規定に反したときは、観覧を

停止させ、又は使用を中止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第18条 観覧者等は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。

(旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	観覧料（1人当たり）
個人	100円
団体（20人以上）	60円
周遊券	320円

備考

1 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。

2 周遊券は、旧生方家住宅等のほか、市内にある生方記念文庫及び沼田市歴史資料館を周遊できるものとし、各施設の観覧は、1回限りとする。

(生方記念文庫設置及び管理条例の一部改正)

3 生方記念文庫設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

--	--

区分	観覧料（1人当たり）
個人	100円
団体（20人以上）	60円
周遊券	320円

備考

- 1 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。
- 2 周遊券は、生方記念文庫のほか、市内にある旧生方家住宅、生方記念資料館及び沼田市歴史資料館を周遊できるものとし、各施設の観覧は、1回限りとする。

別表第1（第10条関係）

区分	観覧料（1人当たり）
個人	210円
団体（20人以上）	170円
周遊券	320円

備考

- 1 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。
- 2 周遊券は、歴史資料館のほか、市内にある生方記念文庫、旧生方家住宅及び生方記念資料館を周遊できるものとし、各施設の観覧は、1回限りとする。

別表第2（第14条関係）

区分	使用期間	使用料
企画展示室	木曜日から翌週水曜日まで	1万800円

議案第 33 号

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例

沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に
「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成」を加える。

第2条中「第6条に定める額」を「6万4,500円に、その者につき法第86条の4
第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当
該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったとき
は、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額」に改め、同条ただ
し書中「沼田市」を「市」に改める。

第4条中「沼田市」を「市」に改め、同条第2号ア中「借入契約（以下「自動車借入契
約」という。）」を「借入れ契約」に、「自動車借入契約」を「当該借入れ契約」に改め、
同号イ中「（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その
事由が生じた日。以下同じ。）」を削る。

第11条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（沼田市行政手続条例の適用除外）

第12条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、沼田
市行政手続条例（平成8年条例第12号）第2章、第3章及び第4章の2の規定は、適
用しない。

第10条を削る。

第9条中「沼田市」を「市」に、「第7条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第1
1条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「第10条に定める額」を「第11条に定める単価の限度額にポスターの作成
枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数
（1未満の端数がある場合は、その端数は1とする。以下同じ。））を超える場合には、当
該1.1を乗じて得た数）を乗じて得た金額」に改め、「第1条の」を削り、同条を第9
条とする。

第6条を削る。

第5条の次に次の3条を加える。

(ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合にあっては、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沼田市議会議員及び沼田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 34 号

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

(沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成8年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。